

1. 総則

(1) 財源

- ①いいだ人形劇フェスタ（以下「フェスタ」という。）の財源は、基本参加費（ワッペン代）、共催負担金、観劇料金、企業等協賛金、人形劇人参加登録費、賛助会員会費、グッズ売上金、その他とする。
- ②部会および事業ごとに、前項に定めるもののほか、必要に応じて経費に充当するための財源を確保できる。

(2) 会計および会計年度

- ① 会計には、一般会計、特別会計、基金会計を置く。
- ② 各会計の名称及び財源は、次のとおりとする。

会 計	財 源 等
一般会計	特別会計及び基金会計で扱う以外のもの
人形劇人参加費会計（特別会計）	人形劇人参加登録費、公民館等宿泊料金
グッズ会計（特別会計）	グッズ売上金等
基金会計（定期預金）	フェスタ実行委員会が得た賞金、その他

- ③会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- ④会計報告、会計監査は、原則として翌年の3月31日までに行うものとする。

(3) 予算の編成・執行・決算の手続き

- ①一般会計、特別会計ともに、支出対象項目と各項目への配分比率の目安を定めるシーリング方式とする。
- ②予算編成は企画運営会議が行い、実行委員会に報告し承認を得るものとする。
- ③各内訳科目内の事業に係る予算は、各科目の事業を主管する部会等が、予算配分額内で編成し、企画運営会議で決定する。
- ④予算執行は各部会の管理のもとで、飯田市財務規則に準じて事務局が行う。
- ⑤決算は事務局の作成した資料をもとに企画運営会議が行い、監査委員の監査を経て、実行委員会が承認する。
- ⑥決算内容は参加劇団、協賛団体等へ報告するとともに、公式ホームページで公表する。
- ⑦その他財務に必要な手続き、内容については、企画運営会議で定める。

(4) 補助制度等

- ①地区公演及び地区企画公演に係る費用は交付金、自主企画に係る費用は助成金とする。
- ②地区公演交付金は地区企画公演調整委員会へ交付する。
- ③自主企画助成金は、自主企画担当部署での検討を経て、企画運営会議において主管する部会等を定める。自主企画事業の助成要項については別に定める。

(5) 人形劇人参加登録費

- ①人形劇人参加登録費は、フェスタに参加した人形劇人が人形劇の向上や劇人同士の交流を図る企画、参加登録関係事務経費などを負担するものとする。
- ②人形劇人参加登録費は、高校生以下の参加者からは徴収しない。

(6) 賛助会員の会費等

- ①いいだ人形劇フェスタ実行委員会規約で定める。

(7) 準備経費

- ①毎年度の繰越金については、次年度の実行委員会が発足するまでの間、企画運営会議が管理する。

2. 基本参加費の取り扱い（一般会計）

(1) 基本参加費の設定および充当項目

- ①基本参加費は一人700円とし、祭典の運営経費に充当する。
- ②基本参加費は、3歳以上の参加者が負担する。
- ③基本参加費を充当する予算の項目については、次のとおり目安を定める。

科目	説明	充当比率
①地区企画公演交付金	地区実行委員会が所管する企画公演の費用として交付する費用	当初予算に計上した基本参加費収入額に100分の10を乗じて得た額の10万円未満を切り捨てた額

(2) 上演還元金の取り扱い

- ① 上演還元金は、Cタイプで上演参加登録した劇団等の公演に対して、公演回数に応じて支給するものとする。
- ② 還元単価は、決算見込み段階での充当可能財源を基礎にし、該当する全ての公演について同額とする。

(3) 基本参加費に係る処理規則

- ① 決算にあたっては、収入済額のうち10万円未満の額を予備費として繰り越す。
- ② 基本参加費の収入は、ワッペン会計通帳で処理した後に、一般会計へ計上する。

3. 市負担金の取り扱い（一般会計）

(1) 市負担金の充当項目と充当比率

- ① 負担金の充当項目と充当比率については、下表のとおり目安を定める。

項目	充当比率	説明
地区公演交付金	10.0%	各地区企画・会場運営交付金 10万円単位(切り捨て)
運営経費	90.0%	フェスタの運営費

4. その他の財源の取り扱い（一般会計）

(1) 企業協賛

- ① 協賛企業に基づいて、必要経費に充当していく。フェスタ全体に対する協賛金の場合には、企画運営会議で充当する項目を決定する。
- ② 企業が費用を負担して自主企画公演を行う場合の取り扱いは別途定める。
- ③ 協賛企業については、プログラム等の情報紙、その他に名称と協賛内容を掲載する。

(2) 観劇料金等収入

- ① 有料観劇料金は、有料観劇公演の経費（ギャラ等）に充当する。
- ② 劇団自主企画公演については、公演主催劇団が観劇料金を設定し、料金収入はすべて公演主催劇団に帰属するものとする（観劇料金A）。但し、売上の5%（千円未満切り捨て）を公演運営協力費として実行委員会に支払うこととする。
- ③ 本部企画公演のうちの有料公演については、企画運営会議の承認を得て公演担当部署が観劇料金を設定し、料金収入は当該有料公演の個別公演か有料公演全体の経費（ギャラ等）に充当する（観劇料金B）。
- ④ 地区企画公演および市民自主企画公演のうちの有料公演については、観劇料金は公演主催者が実行委員会の承認を得て設定し、料金収入は当該有料公演の経費（ギャラ等）に充当するが、余剰金が生じた場合には実行委員会および公演主催者にそれぞれ2分の1ずつ充当するものとする。
- ⑤ ワークショップ等の受講費は、ワークショップ担当部署が運営委員会の承認を得て設定し、その収入はすべてワークショップ等の経費に充当するものとする。
- ⑥ 観劇料金等の収入は、チケット会計通帳により管理し一般会計に計上する。

(3) 賛助会員会費

- ① 賛助会員会費は、一般会計の財源とする。
- ② 賛助会員会費を充当する支出科目については、企画運営会議で決定する。
- ③ 賛助会員会費の収入は、賛助会費通帳により管理し、一般会計へ計上する。

(4) その他の財源

- ① 財源の内容によってどのような経費に充当するか企画運営会議で判断する。
- ② いわゆる投げ銭については、地区公演（地区特別公演を除く）および市民自主企画公演において公演主催者と上演劇団の協議によって採用できるものとする。なお、その場合の収入については、劇団と主催者が折半することを原則とする。また、補助金を受けている公演主催者は補助事業実績報告書において収入額を記載しなければならない。

③各事業主体が独自に財源を求めた場合には、それを含めた決算報告または補助事業実績報告を実行委員会に行わなければならない。

5. 人形劇人参加登録費会計（特別会計）

（1）収入

- ①人形劇人参加登録費と公民館宿泊料金を収入とする。
- ②人形劇人参加登録費は1人300円、高校生以下は無料とする。公民館等宿泊料金は別に定める。

（2）支出

- ①人形劇人参加登録費の使途は、次のとおりとする。

実行委員会が人形劇人向けに企画する事業に要する経費（学生連続公演他）
水引ワッペン製作費
その他実行委員会が必要とする経費

- ②公民館等宿泊料金の使途は、公民館等宿泊に要する経費とする。

（3）参加登録のメリット

- ① 人形劇人であることを示す水引ワッペンの支給
- ② 公共施設宿泊および市内宿泊協定施設の特別料金による斡旋
- ③ ふれあいキャブの利用（ふれあいキャブが実施された場合）
- ④ いいだ人形劇フェスタニューズレター（次年度のフェスタに関する情報、地元の取り組みなどの情報を提供）の配布

（4）その他

人形劇人参加登録をする者は、いいだ人形劇フェスタへの参加形態の如何にかかわらず、人形劇人参加登録費を負担しなければならない。

6. グッズ会計（特別会計）

（1）収入

- ①人形劇フェスタの公式グッズ等の売上金やフェスタ実行委員会所有備品の貸出料金等を収入とする。

（2）支出

- ①公式グッズの製作費やグッズ販売のための経費を支出する。

7. 基金会計

（1）目的

- ①周年記念事業の充実、突発的な収入減に備えるため、収入の一部を積立金として管理する。

（2）基金の積み立て（収入）

- ①フェスタ実行委員会が得た賞金等や、一般会計の収支残額の一部などを基金として積み立てることができる。
- ②基金に積み立てる額とその財源は、企画運営会議が決定し、実行委員会の承認を得るものとする。

（2）基金の活用（支出）

- ①基金は、一般会計の財源不足を補う場合のほか、周年記念事業の充実、人形劇を生かした国際交流や地域の文化振興に寄与する事業、人形劇公演の充実のために支出するものとする。
- ②基金の支出は、一般会計に繰り入れて行うものとする。
- ③基金から一般会計に繰り入れる額とその使途は、企画運営会議が決定し、実行委員会の承認を得るものとする。

いいだ人形劇フェスタ 財務運営規則

1. 本規約は、平成11年4月22日から施行する。
2. 本規約は、平成15年2月28日から施行する。
3. 本規約は、平成20年4月1日から施行する。
4. 本規約は、平成21年4月1日から施行する。